養豚農業振興法案概要

1. 目 的

【養豚農業】

- 国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること
- 食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する 産業であること



養豚農業の振興を図り、養豚農業の健全な発展に資する(1条)

2. 定 義

○ 「養豚農家」 :養豚農業を経営する者(2条1項)

○ 「国内由来飼料」:食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料

とする養豚に係る飼料(2条2項)

3. 基本方針

○ 農林水産大臣は、養豚農業の振興に関する基本方針を策定(3条)

4. 国及び地方公共団体の施策

○ 養豚農家の経営の安定(4条)

養豚農家の経営の安定を図るための生産基盤の整備、災害の予防の推進等

○ 国内由来飼料の利用の増進(5条)

養豚農家が国内由来飼料等の提供者に関する情報にアクセスしやすくするための施 策、飼料製造業者による国内由来飼料の生産の促進等

○ 豚の飼養衛生管理の高度化(6条)

高度飼養衛生管理手法の導入に対する支援、豚の排せつ物処理の高度化の取組に対する支援、豚の疾病に対する検査体制の整備等

- <u>安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大(7条)</u> 豚肉の品質向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の 生産情報の提供の促進等
- <u>豚肉の流通の合理化(8条)</u> 豚肉の産地処理の推進、豚肉の取引規格及び品質表示の普及等
- 援助(9条)

養豚農家が基本方針に即した経営を行うことができるようにするための必要な情報 の提供、助言、指導、財政上の措置等

5. その他

- 公布の日から施行
- 施行後速やかに、安全性を確保しつつ、食品残さを原材料とする飼料の製造及びその 利用の促進を図る観点から、これらに係る規制について検討 (附則)